○国土交通省告示第五百二十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北海道上川郡新得町字新得西九線一六番九から同道上川郡新得町字新得西九線一番三まで	前	最大 一四二 最小 六一	一二〇一
	後	最大 三一九 最小 六一	

○東北地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
いわき市好間町北好間字猪ノ鼻五七番一六から同市好間町北好間字猪ノ鼻一二番一まで	前	A 一八・二〇～四六・五〇	〇・三六四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B 一八・二〇～四六・五〇 一〇・三〇～九一・七〇	〇・三六四 〇・三五三	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号及び百四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
小諸市大字柏木字東大道下一九〇番から同市大字柏木字東大道下一五三番二まで	前	一四・三二～三〇・五五	〇・一六五
	後	一六・三〇～三一・一五	〇・一六五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
村上市春木山字山田一三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで	前	二〇・九一～二七・三八	〇・三一六
	後	二二・二四～五七・三九	〇・三一六

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

北陸地方整備局長　髙松　諭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十三号	村上市春木山字山田一三〇七番一から同市春木山字山田二二〇一番一まで	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十一日

○四国地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字弥蘇場一六三〇番二二まで	前	三二・一〇～四一・七〇	〇・〇四二
	後	三二・一〇～四七・四〇	〇・〇四二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号	坂出市西庄町字長谷一六二一番一から同市西庄町字弥蘇場一六三〇番二二まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十一日